

議案第10号

富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市老人介護手当支給条例（昭和47年条例第53号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例

富士見市老人介護手当支給条例（昭和47年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「同条第18項」を「同条第20項」に、「同条第19項」を「同条第21項」に改め、同項第4号中「第8条第20項」を「第8条第22項」に、「同条第22項」を「同条第25項」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。